

さぎそう園 指定短期入所生活介護事業 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人正心会が設置する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）や運営する指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。事業を受ける者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するにあたり、暴力団対策法第2条第6項並びに兵庫県暴力団排除条例第8条に規定する暴力団（以下「暴力団等」という）の支配を受けることなく、地域や家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称
さぎそう園短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地
川西市丸山台3丁目5番地の6

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は、10名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員をおく。(定数別表<1>)

施設長・医師・生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員・管理栄養士・調理員

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務内容)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 施設長

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。

(2) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(3) 生活指導員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関するに従事する。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(7) 管理栄養士

給食管理、利用者の栄養状態に応じて計画的に栄養マネジメントを行い栄養指導に従事する。

(8) 調理員

管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

第3章 事業の内容及び利用料

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりにする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上の入浴・清拭を行い、排泄には適切な見守り・一部介助・全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査などを実施し、適切な措置を講ずるとともにその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の供与等

教養娯楽施設等を備える他、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するように努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又受けようとしたとき。

(事業の利用料及びその他の費用)

第7条 事業の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(1) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

(2) 滞在費

①個室

②多床室

(3) 食費

(4) ご契約者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。

(5) 理美容代、新聞代等の使用負担費を徴収する。

(6) 送迎に要する費用を徴収する。

(7) その他

(送迎の実施地域)

第8条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。尚、送迎実施日については、通常、月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。

川西市	全域
猪名川町	全域
能勢町	(但し宿野 2 8 以南)
豊能町	(但し光風台、新光風台、ときわ台、東ときわ台)

第 4 章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第 9 条 利用者が事業の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第 10 条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し契約書及び重要事項説明書を交付して説明を行い、事業の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(事業の開始及び終了)

第 11 条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により又は、利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、事業を提供する。

(提供拒否の禁止)

第 12 条 事業の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく事業の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 13 条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護の事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第 14 条 事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、事業を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第 15 条 事業のサービス提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込

者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の更新の申請が遅くとも現在の要介護認定の有効期間の終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第16条 事業の提供にあたっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 事業の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った事業を提供する。

(サービス提供の記録)

第19条 事業を提供した際には、事業の提供日及び内容、事業について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した事業の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(事業の取扱方針)

第21条 事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 事業を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画（以下、「サービス計画」という。）に基づき、利

用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

- 3 事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行う。

(サービス計画の作成)

第22条 施設長は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者について利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、事業の提供開始時から終了に至るまでの利用者が利用する事業の継続性を念頭に、事業の提供にあたる他の職員と協議の上、サービス目標、達成時間、サービス内容及び留意事項を盛りこんだサービス計画を作成する。

- 2 施設長は、サービス計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じたサービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し、同意を得る。
- 3 サービス計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(重要事項の掲示)

第23条 事業を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第24条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第25条 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、自己評価の結果を公表するように努める。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第26条 事業所は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し、特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益の供与を行わない。

(暴力団等の影響排除)

第27条 事業所は、その運営について、暴力団等と密接な関係を有するものであってはならない。

(利用者・家族等からのハラスメント対応)

第28条 事業所は、職員が利用者やその家族等からハラスメント行為を受けた場合は、サービスの提供停止や契約解除等を含めた、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第30条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、担当の介護支援専門員に報告するとともに相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した事業に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第31条 事業所は、衛生管理に努め、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。

3 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施するものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第32条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催及び職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備

(3) その他、虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束禁止に関する事項）

第33条 事業所は切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の3要件をすべて満たしていなければ身体拘束を行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。また、事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のために身体拘束廃止委員会等を設置し責任者を設置するものとする。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し定期的に委員会の開催を行い、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を行うものとする。

（会計の区分）

第34条 事業の準拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計と他の事業所の会計を区分する。

（記録の整備）

第35条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（研修による計画的な人材育成）

第36条 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を設け、研修計画の策定、研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、サービスの質の向上並びに職員の計画的な人材育成に努め、業務体制を整備する。

（その他運営についての留意事項）

第37条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第38条 現に事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当施設が定めた協力医療機関、生駒病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第39条 事業所は事故の発生又はその再発防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、事業所の施設長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業所は事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第40条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(法令との関係)

第41条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令、介護保険法の法令並びに兵庫県条例に定めるところによる。

付則

この規定は、平成１２年４月１日から施行する。

- 一、平成１３年４月１日 改定
- 二、平成１３年８月１日 改定
- 三、平成１７年１０月１日 改定
- 四、平成１７年１２月１日 改定
- 五、平成１９年４月１日 改定
- 六、平成２５年４月１日 改定
- 七、令和 ４年７月１日 改定
- 八、令和 ６年４月１日 改定

以上

別表（1）

さぎそう園短期入所生活介護事業所

職 種	配置人員
管理者（施設長）	1
医師	1
事務員	4（1）
生活相談員	2
介護職員	37（15）
介護補助員	15（14）
看護職員	6（1）
機能訓練指導員	1
介護支援専門員	2
管理栄養士	1
調理員	14（8）
合計	84

医師は嘱託

（ ） は非常勤の人数

注）但し、併設の指定介護老人福祉施設の職員を含む。